特別養護老人ホーム大地

指定短期入所生活介護事業

（指定介護予防短期入所生活介護事業）

運　営　規　程

社会福祉法人ひまわり会

第１章　　総　　則

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人ひまわり会が設置運営する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の運営及び利用について必要な事項を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（基本方針）

第２条　指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の事業は、要支援・要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上のサービス及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

２　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

３　事業を運営するに当たって、地域との結びつきを重視し、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

第２章　　職員及び職務分掌

（職員の区分）

第３条　指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業の遂行のために次の職員を置く。

一　管　理　者	１名	
二　生活相談員	１名以上	
三　介護職員	２９名以上	※職員数は併設する指定介護老人福祉施設との合算数
四　看護職員	３名以上	
五　栄　養　士	１名以上	
六　機能訓練指導員	１名以上	
七　医　師		
八　調　理　員	１名以上	

（職員の職務分掌）

第４条　職員の職務分掌は次のとおりとする。

一　管　理　者	運営の統括、管理業務
二　生活相談員	利用者の相談業務等
三　介護職員	入浴介護、排せつ等の諸全般に関する介助

四　看　護　職　員　　入浴、食事、排せつの介助、保健衛生指導等
五　栄　　養　　士　　利用者の栄養管理
六　機能訓練指導員　　機能回復訓練の指導
七　医　　師　　医療業務と保健衛生指導
八　調　　理　　員　　利用者への食事の提供

第３章　　定　　員

（利用定員）
第５条　指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の定員は、１６名とする。

第４章　　指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の内容及び利用料

（指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]の内容）
第６条　指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の内容は次のとおりとする。
一　入浴の介護
二　排せつの介護
三　食事の介護
四　衣類の着脱の介護
五　その他必要な身体介護

（指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]の利用料）
第７条　指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の利用料は介護報酬の告示上の額と同額の利用料とする。
一　法定代理受領サービスである指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）に係る利用料
　利用料は要介護認定に基づいて要支援から要介護１から５までの範囲内で認定を受けた要支援及び要介護度によって定められた居宅サービス提供基準額の上限内とする。
二　法定代理受領サービスでない指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の利用料
　前項の居宅サービスの上限を越えるサービスの提供をした場合、その上限を越えるサービスは利用者の全額自己負担とする。

（利用料の受領）

第８条　法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者（指定介護予防短期入所生活介護事業者）に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。

３　前二項の支払を受けるほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

二　通常送迎地域以外の地域における送迎に要する費用

交通費　…　通常の事業の実施地域を越えた地点より利用者宅までの往復区間の距離を１キロメートル当たり２０円徴収する。

三　滞在費及び食費

…　滞在費　　下表のとおり

食　費　　１食当たり　朝食：375 円　昼食：640 円　夕食：530 円

※ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている利用者は、段階に応じて１日あたり下表の金額を上限とする。

利用者負担段階	滞　在　費		食　費
	多床室	個　室	
第１段階	０円	３８０円	３００円
第２段階	４３０円	４８０円	６００円
第３段階（１）	４３０円	８８０円	１，０３０円
第３段階（２）	５３０円	９８０円	１，３６０円
第４段階	９１５円	１，２３１円	１，５４５円

四　理美容代　…　実費相当分

五　前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。　…　実費相当分

４　前項の費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第５章　　通常の送迎の実施地域

（送迎の実施地域）

第９条　通常送迎を実施する地域は次のとおりとする。

一　門川町

二　日向市

三　延岡市

第６章　　サービス利用に当たっての留意事項

（健康保持）

第 10 条　利用者は努めて健康に留意すること。

（入所生活上のルール）

第 11 条　利用者は指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供を受ける際に次の事項に留意すること。

一　管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。

二　指定された場所以外で火気を用いてはならない。

三　けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけてはならない。

四　その他管理者が定めたこと。

第７章　　運営に関する事項

（内容及び手続きの説明及び同意）

第 12 条　指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護職員（介護予防短期入所生活介護職員）の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

（指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]の開始及び終了）

第 13 条　利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的な居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供する。

２　地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助を行う。

（提供拒否の禁止）

第 14 条　指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の利用申込みがされた場合は、正当な理由なく指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第 15 条　通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センターや居宅介護支援業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等（指定介護予防短期入所生活介護事業者等）の紹介その他必要な措置を行う。

（受給資格等の確認）

第 16 条　指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2　前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供を行う。

（要介護認定等の申請等に係わる援助）

第 17 条　指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前になされるよう、必要な援助を行う。

（心身の状況の把握）

第 18 条　指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターや居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第 19 条　指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条の各号に該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護（指定介護予

防短期入所生活介護)の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明及び、居宅介護支援事業者に関する情報の提供、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第 20 条　居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供する。

(サービス提供の記録)

第 21 条　指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供した際には、当該指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）について利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を書面等に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 22 条　法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護）に係る利用料の支払を受けた場合には、提供した指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]の取扱方針)

第 23 条　指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。

2　指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画(介護予防短期入所生活介護計画）に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

3　指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

4　指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限しない。

5　自らその提供する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の質の評価を行い、常にその改善を図る。

（短期入所生活介護計画[介護予防短期入所生活介護計画]の作成）

第 24 条　相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画(介護予防短期入所生活介護計画）を作成する。

2　管理者は、短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。

3　短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

（介　護）

第 25 条　介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

2　一週間に２回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭を行う。

3　利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。

4　おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつは、随時取り替える。

5　前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活の世話を適切に行う。

6　常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。

7　利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の事業所の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。

（食事の提供）

第 26 条　利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して提供する。

2　利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂でするものとする。

（機能訓練）

第 27 条　利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

（健康管理）

第 28 条　医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持に努める。

2　医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載するものとする。また、健康手帳を有しない者については、この限りでない。

（相談及び援助）

第 29 条　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（レクリエーション等）

第 30 条　楽しい日常生活を送る上で必要な教養娯楽設備等を備え、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2　常に利用者に家族との連携を図るように努める。

（利用者に関する保険者への通知）

第 31 条　指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

一　正当な理由なしに指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

二　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第８章　　緊急時における対応方法

（緊急時等の対応）

第 32 条　指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定める協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

（事故発生時の対応）

第 33 条　利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2　利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第９章　　非常災害対策

（非常災害対策）

第 34 条　非常災害対策に備えて避難、救出その他必要な訓練を年１２回実施する。

第 10 章　　その他の運営に関する事項

（掲　示）

第 35 条　指定短期入所生活介護事業所（指定介護予防短期入所生活介護事業所）の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制その他の利用申込者がサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

２　前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

（秘密保持等）

第 36 条　指定短期入所生活介護事業（指定介護予防短期入所生活介護）に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　指定短期入所生活介護事業（指定介護予防短期入所生活介護事業）に従事した職員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

（居宅介護支援業者等に対する利益供与の禁止）

第 37 条　地域包括支援センターや居宅介護支援事業者等又はその従業員は、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第 38 条　提供した指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）に係る利用者からの苦情に迅速、かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。

２　提供した指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は

助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　提供した指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（衛生管理等）

第 39 条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2　指定短期入所生活介護事業所（指定介護予防短期入所生活介護事業所）において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 40 条　管理者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

第 11 章　　会計の区分及び記録の整備

（会計の区分）

第 41 条　指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の経理については、社会福祉法人ひまわり会経理規程の定めるところによる。

（記録の整備）

第 42 条　設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備する。

2　利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から２年間保存するものとする。

第 12 章　　雑　　則

（その他）

第 43 条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　　則

この規程は、平成 19 年 12 月 7 日より施行する。

この規程は、平成 21 年４月１日より施行する。

この規程は、平成 27 年４月１日より施行する。

この規程は、平成 27 年８月１日より施行する。

この規程は、令和元年10月１日より施行する。
この規程は、令和３年８月１日より施行する。
この規程は、令和６年８月１日より施行する。
この規程は、令和６年９月１日より施行する。
この規程は、令和８年８月１日より施行する。